

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されてからちょうど2年が経過した。

品確法により公共工事の発注者は、従来の価格発注を改め、性能や機能、技術力など、価格以外の要素を総合的に判断して落札者を決定する総合評価方式を導入することが求められているが、国、地方を通じた財政状況が厳しさを増す中、低価格入札に歯止めがかかったとは言いがたい。体力のある企業や、実績を以てとした企業が到底採算が合わないと思える価格で受注する例が後を絶たない。上下水道事業の分野でも、発注者が想定した予定価格を大きく下回る低価格入札が増えている。

品確法から2年

低価格受注は、公共工事の品質確保に大きな支障を生じかねないことに加え、下請け企業へのしわ寄せや労働条件の悪化、安全対策の不徹底

など、関連業界の健全な発達を阻害することにもつながる。

国交省などの調査

によると、全国1800の市町村のうち53%は未だに一般競争入札すら導入していない。総合評価方式を導入している市町村は指定都市も含めて2%にとどまっているのが現状だ。都道府県、指定都市で導入が進む一方、市町村での遅れが目立って

低価格入札に歯止めを

いる。

総務省が2月に公表した「地方公

共団体における入札契約適正化・支援方策一では、市町村での取り組みが不十分だとして、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を要請した。

この中でダンピング受注の防止では、低入札価格調

査制度を活用するよう求

め、運用にあたっての留意点を示した。適正な施工への懸念がある業者を適切に排除するとの観点から、直接工事費の一定割合に相当する価格などの具体的な判断基準を設定し、この基準を満たさない入札については失格とするなどの厳格な運用を求めている。

地方自治体の場合は、行き過ぎた安値発注を防止するため最低制限価格を公表することができると、最低

制限価格付近に応札額が集中し、くじ引きによる落札を増加させることになり、結果的に適切な積算を行わずに入札したものが受注するという事態になりかねない。同価格入札の減少につながる工夫が必要だ。

上下水道施設は、国民の安全・安心を確保する重要なライフラインであり、設計、工事、資機材、運転管理にいたるまで、その品質確保の重要性は言うまでもない。特に地下構

造物が多い上下水道施設では品質が確保されていなければ重大な事故につながる。ライフラインとしての上下水道事業の工事や運転が「安かろう悪かろう」でいいはずがない。

現在、水道事業における品質確保へ向けては、日本水道協会が昨年9月、「水道事業における調達方式のあり方に関する検討会」を立ち上げ、総合評価方式の導入や業務委託の手引き書作成のための検討をスタートさせた。国交省下水道部も昨年11月、下水道の調達に関する検討会を立ち上げ、下水道工事の品質確保のための検討を進めている。

公共工事の品質確保の実現は、一に発注者の姿勢にかかっているといえるだろう。競争原理を働かせながら、いい企業、努力した企業が生き残るような選別・淘汰が行われる世界をつくる努力が求められる。

受注者（民間企業）も立ちゆくような発注契約が行われなければ、そのツケは発注者自身に跳ね返り、結果として国民に大きな不利益をもたらすことを肝に銘じたい。